



“わたしたちの社協の一押し事業 2017”



松戸市自立相談支援センター(生活困窮者対策事業)

／松戸市社会福祉協議会

事業名：松戸市自立相談支援センター（生活困窮者対策事業）
○具体的な内容・中身 ・生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援事業、住宅確保給付金事業を市より受託して実施している。 ・経済的な問題だけでなく、生活上の困りごとを抱える人はだれでも対象としている。 ・生活困窮対策事業となる家計相談、就労準備支援事業、学習支援事業の窓口となっている。
○その事業を始めたきっかけ ・平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援制度のスタートに伴い、行政と調整のうえ受託することとなった。
○事業の特長、特に強調したい点 ・相談窓口を市役所内に設置しているため、相談者にとってアクセスしやすく、行政と連携した対応を行っている。 ・市社協が行う貸付事業や日常生活自立支援事業と連携した包括的な支援が可能となっている。 ・平成 29 年度より職業紹介所事業も行う。
○事業の財源と事業費の内訳、業務量（事務量、負担感・協力者の人数等） ・財源は、市の受託金（所長の人件費は市補助金）。 ・体制は、所長 1 名、主任相談支援員 1 名、相談支援員 7 名、事務職 1 名となっている。 ・ホームレス対策事業は市川ガンバの会が市より受託。
○事業の効果、住民・関係者からの評価 平成 27 年度実績 ・相談件数 相談者実人数 1,051 人 延べ相談数 5,138 件 ・相談事項 「収入・生活費について」 692 件、「家賃やローンの支払いのこと」 267 件、「仕事探し、就職について」 262 件、「病気や健康、障害のこと」 248 件、「住まいについて」 241 件、「税金や公共料金等の支払いについて」 161 件、その他 571 件
○今後、同じような活動始めるに当たってのヒント・アドバイス 単独型と複合型のメリット・デメリットを研究して行った方が良い。
・写真データ ⇒ 無 ・ ☒ (パンフレット有)
・担当者：相談センター（担当 岩月） ・連絡先（電話番号） 047-368-0912

（平成 29 年 3 月 29 日作成）

経済的に苦しい…

生活に困っている…

平成27年4月から
生活困窮者自立支援制度
がスタート

こんなときは ご相談ください

こんな不安や心配を抱えていませんか

なかなか仕事が見つかからない

ずっと働いていないので
就職が不安

いろいろな
心配ごとがあって
相談先がわからない

家族や近所の人と
交流が持てない

収入より
借金が多くある

家族が
引きこもっている

家賃が払えず
家を出なければ
ならない

子どもに勉強を
させてやりたい

まず、早めにご相談ください

松戸市自立相談支援センター

生活困窮に陥る恐れは 誰にでもあります

社会構造の変化により失業や非正規雇用、低収入などが急増し、働ける世代の生活保護受給者も増加しています。また、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できない状況も広がっています。

このように誰もが生活困窮に陥る恐れがある中、生活に困っている方が自立するための支援が必要です。

これまで分野毎の相談支援はありましたが、生活に困っている方は経済的な問題だけでなく、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題を複合的に抱えています。松戸市自立相談支援センターではそれらの問題に包括的に対応し自立した生活を営めるように支援していきます。



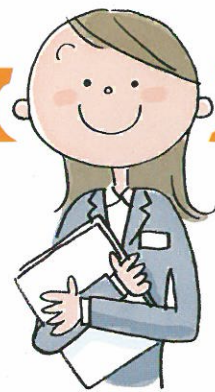
■相談できる方

生活の中で困りごとがあり、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方はだれでも相談できます。年齢に制限はありません。（生活保護受給中の方は引き続き担当者にご相談ください）

経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方、複数の問題を抱えて相談先が分からない方など、生活の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。相談は無料です。

専門家が相談に応じます

生活に困っている方のさまざまな問題に対応し、自立した生活を送ることができるように、専門性を有する支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）が相談に応じ、支援へとつなげていきます。



● 主任相談支援員

相談業務全般をマネジメントし、困難な事例への対応や他の支援員への指導などを行います。

● 相談支援員

相談者から相談を受け、課題の分析やプランの作成、包括的な支援の実施を行います。必要に応じて訪問支援なども行います。

● 就労支援員

ハローワークや協力企業などと連携して、職業訓練や就職支援、職業紹介など就労に関する支援を行います。

相談から自立まで継続して支援します

—自立相談支援事業の流れ

相談者の声を聞きながら、相談者と相談支援員が一緒になって自立のために取り組んでいきます。

相談の流れ

まず、困っていることを何でも話してください

- ・来所または電話でご相談ください。(来所が難しい場合はまず電話でご連絡ください)
- ・就労や家庭、心身の問題など抱えている問題を相談員が広くうかがいます。
- ・窓口に来られない場合には相談員が訪問することもできます。



相談内容から適切な対応を判断します

- ・相談の内容によって、自立相談支援で対応するか、他の適切な支援機関へつなげるかを判断します。
- ・他の機関へつなげる場合にも同行支援など確実につなげるよう支援を行います。



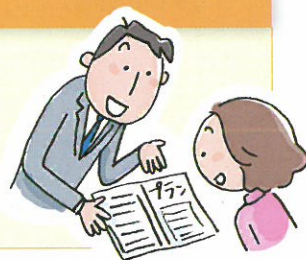
相談者と一緒に課題を分析します

- ・相談者本人だけでなく世帯や周囲の状況、問題の背景などについて、相談支援員と相談者本人が協働で理解を深めます。
- ・相談者の抱えているさまざまな問題を包括的に把握して、分析・評価し、解決のための支援を探ります。



相談者と一緒に自立への計画を立てます

- ・相談者の希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン（自立支援計画）案を策定します。
- ・プラン案は相談支援員だけでなく、相談者本人と一緒に作成します。
- ・相談者本人と相談支援員が協働で作成したプラン案について、適切かどうかを支援調整会議で協議し、最終的にどのような支援を行うかを決定します。



自立への目標と一緒に取り組みます

- ・決定したプランに基づいて支援を行います。
- ・相談者の必要に応じた支援が提供できるように、地域のさまざまな関連機関が連携して支援を提供します。
- ・目標に向けて支援が行われているかを定期的に把握し、必要に応じて調整を行います。



自立した生活を達成

禁無断転載©東京法規出版
SH010060-022